

# ● 契約書鑑記載要領

部分が記載必須箇所

業 務 委 託 契 約 書		収入 印紙
1 委託業務の目的 場所	<u>(指名通知の「業務名」どおりに記載)</u> <u>(指名通知の「業務場所」どおりに記載)</u>	『入札執行結果表 (契約保証用)』 に記載されてい るとおりに記載
2 履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
3 業務委託料 一金	円也	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 円也 (注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項、第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に / を乗じて得た額である。		
4 契約保証金 一金	円也 (記入方法：別紙1の①参照)	
上記の委託業務について、委託者鹿児島県（以下「甲」という。）と受託者 <u>(会社名)</u> (以下「乙」という。)との間において、次の条項により委託契約を締結する。		
(総則)		
<b>第1条</b> 乙は、別冊の仕様書及び図面にに基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。		
2 前項の仕様書及び図面に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。		
(契約の保証)		
<b>第1条の2</b> 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。		
(1) 契約保証金の納付		
(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		
(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関等の保証		
(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証		
(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結		
2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。		
3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。		

## 別紙 1

- ① 当初契約額及び契約保証方法で記載方法がかわります。
- (1) 当初契約額が 500 万円未満の場合、『免除』と記載。
  - (2) 当初契約額が 500 万円以上の場合、契約保証手段によって記載の方法が変わります。
    - I. 現金保証の場合 納付書で納めた金額を記載
    - II. 有価証券等の場合 額面の総額を記載
    - III. 銀行等の保証の場合 保証書に記載された金額を記載
    - IV. 前払い金保証会社の保証の場合 保証書に記載された金額を記載
    - V. 公共工事履行保証証券の場合 『免除』と記載
    - VI. 履行保証保険の場合 『免除』と記載

## ●契約書約款訂正要領

① 契約書の第11条及び第16条について、特記仕様書で「前金払いは行わない」旨の記載があったときは、次のとおり抹消のうえ、訂正印の横に『第〇条条文削除』と記入してください。

### 第11条条文削除 (訂正印)

人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。
- 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を甲に引き渡すものとする。

(かし担保責任)

**第9条** 乙は、前条第5項の引渡しの日から起算して12箇月以内に発見された目的物のかきを甲の指定する期限までに修補するものとする。

- 甲は、前項のかしの修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(業務委託料の支払)

**第10条** 乙は、第8条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、甲に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。

- 甲は、前項の書面を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

=====(前払金)=====

~~**第11条** 乙は、委託料の額が100万円以上の契約について、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、甲に対して委託料の額の10分の3以内の前払金の支払を書面により請求することができる。~~

- ~~乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。~~
- ~~甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に前払金を支払うものとする。~~

(一部完了部分の引渡し)

**第12条** 委託業務の一部が終了し、かつ、可分であるときは、甲は当該部分の引渡しを、乙は当該部分に相応する業務委託料の額（以下「一部完了額」という。）を請求することができる。

- 前項の場合においては、第8条及び第10条の規定を準用する。
- 乙が前払金を受けている場合において、第1項の規定により請求することができる額は、前払金額に前項の規定により準用する第8条第2項及び第3項の規定による検査に合格した完了部分の業務全体に対する割合を乗じて得た金額を第1項の額から減じたものとする。

$$\text{請求額} = \text{一部完了額} - \left[ \text{前払金額} \times \left( \frac{\text{一部完了額}}{\text{業務委託料の額}} \right) \right]$$

第16条条文削除 (訂正印)

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしていると認められるとき。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、業務委託料の額の100分の10に相応する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。

3 前項の場合において、第1条の2第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第1項の規定により契約が解除された場合に、甲は、違約金の額が、前項の規定により充当される金額を超えるときは、その越える額を出来形部分に相応する業務委託料と相殺することができる。

~~（前払金の返還）~~

~~第16条 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、前払金を受けた乙は、前払金額から前条第3項の規定による支払金額を控除してなお余剰があるときは、その余剰額に利息を付して甲に返還しなければならない。~~

~~2 前項の利息の額は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、前項の余剰額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して年3.0パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。~~

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

（委託業務の調査等）

第18条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

- ② 契約書の第12条について、特記仕様書で「部分払いは行わない」旨の記載があったときは、次のとおり抹消のうえ、訂正印の横に『第12条条文削除』と記入してください。

第12条条文削除 (訂正印)

人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。
- 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を甲に引き渡すものとする。

(かし担保責任)

**第9条** 乙は、前条第5項の引渡しの日から起算して12箇月以内に発見された目的物のかきを甲の指定する期限までに修補するものとする。

- 甲は、前項のかしの修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(業務委託料の支払)

**第10条** 乙は、第8条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、甲に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。

- 甲は、前項の書面を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

(前払金)

**第11条** 乙は、委託料の額が100万円以上の契約について、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、甲に対して委託料の額の10分の3以内の前払金の支払を書面により請求することができる。

- 乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に前払金を支払うものとする。

~~（一部完了部分の引渡し）~~

~~**第12条** 委託業務の一部が終了し、かつ、可分であるときは、甲は当該部分の引渡しを、乙は当該部分に相応する業務委託料の額（以下「一部完了額」という。）を請求することができる。~~

- ~~前項の場合においては、第8条及び第10条の規定を準用する。~~
- ~~乙が前払金を受けている場合において、第1項の規定により請求することができる額は、前払金額に前項の規定により準用する第8条第2項及び第3項の規定による検査に合格した完了部分の業務全体に対する割合を乗じて得た金額を第1項の額から減じたものとする。~~

~~$$\text{請求額} = \text{一部完了額} - \left( \text{前払金額} \times \frac{\text{一部完了額}}{\text{業務委託料の額}} \right)$$~~